三十一	一組の電子情報処理機器セット
三十二	一組の測定機器セット
三十三	一組の光学機器セット
三十四	一組の事務用機器セット
三十五	一組の販売用機器セット
三十六	一組の保安機器セット
三十七	一組の医療用機器セット
三十八	一組の利器、工具セット
三十九	一組の産業用機械器具セット
四十	一組の土木建築用品セット
四十一	一組の基礎製品セット
四十二	一組の建築物
四十三	一組の画像セット

備考

一　建築物を含む組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には「一組の建築物」と記載する。

二　物品及び画像からなる組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には当該物品が属する組物の意匠を記載する。

附　則

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。